

【国保 暫定措置】2026 年 3 月 31 日まで有効期限切れ健康保険証が使用可能

後期高齢者やほとんどの国保加入者の健康保険証は 7 月 31 日で有効期限切れとなった。政府はマイナ保険証への移行が進むことを想定しているが、移行期における医療現場の混乱を想定し、6 月 27 日に事務連絡を発出した。

内容は、自治体の国保加入者が、期限切れに気付かないまま有効期限が切れた健康保険証や、本来マイナンバーカードと併せて提示が必要な「資格情報のお知らせ」のみを持参し受診することを想定し、いずれもオンライン資格確認により有効な保険資格を確認できた場合に限り、保険給付を可能とするというもの。2026 年 3 月 31 日までの暫定措置とされた。

児童・生徒の修学旅行等における資格確認方法「資格情報のお知らせ」コピー、マイナポータル画像のみでも可

2 月 12 日の事務連絡では、修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等における資格確認方法の取扱いについて整理された。

児童・生徒がマイナ保険証等を管理することは容易ではない場合があることから、これまで健康保険証のコピーの提示でも保険給付を行えるとされてきた。その取扱いに「資格確認書」のコピーが加えられたほか、「資格情報のお知らせ」及びマイナポータルの資格情報に係る画面の提示について、本来はマイナンバーカードと併せて提示するものであるが、それらを単体で提示した場合や、そのコピーや印刷物のみを提示した場合においても保険給付を行って差し支えない旨が示された。

また、保育園等で非常時に備えて管理する保険証等の写しについても上記と同様の取扱いが示された。

「旧資格情報」レセプトの作成方法

①保険者番号、記号・番号欄には以前確認した資格情報を記載する。

②摘要欄に「旧資格情報」（コメントコード 820000245）を入力。

【注意事項】

「旧資格情報」レセプトで請求すると、審査支払機関等で新たな保険者を特定し振替請求を行う。ただし、レセプト請求の時点で新たな保険者等からデータ登録がされていない場合や、公費併用、高額療養費等の場合は振替不能となり、レセプトは一旦返戻される。その場合には「不詳」レセプトに切り替え、再度請求を行う。

マイナ期限切れトラブルが増加？！

マイナンバーカード（以下、マイナカード）の有効期限切れが多数見込まれている。医療機関でも資格確認トラブルが増える恐れがある。

◆**マイナカードの有効期限とは？**

マイナカードには 2 種類の有効期限がある。まずカード本体の有効期限は、カードの発行日から 10 回目（発行時に 18 歳未満だった場合は 5 回目）の誕生日とされる。もう一つは、「電子証明書」の有効期限。電子証明書とは、マイナ保険証や e-Tax、コンビニ交付サービス等を利用する際に本人確認に使用する、カードに内蔵されたデータのことである。こちらは年齢関係なく交付から 5 回目の誕生日が有効期限とされる。

◆**2025 年には 2,780 万件が期限切れ**

これらの有効期限切れが 2025 年度には 2,780 万件見込まれている。2020 ～ 2023 年まで行われたマイナポイント事業の 5 年後にあたるためだが、電子証明書の更新は市町村窓口に来庁して行わなければならない、医療機関で初めて期限切れに気付くという状況も予想される。

◆**期限切れでも一定期間は使える**

カード本体が有効なうちは、電子証明書の期限が切れたとしても約 3 カ月間は保険資格の確認が行える（右図①）。その間に更新を行った場合は、引き続きマイナ保険証を利用できる。更新しない場合には、期限切れから 3 カ月経過するまでに、マイナカードの保険証利用登録が自動で解除され、申請不要で「資格確認書」が届く（②）。3 カ月経過以降はカードリーダーがマイナカードを受け付けなくなるため、②で届いた資格確認書を使用することになる。

「不詳」レセプトの作成方法

・患者がマイナ保険証を提示したが何らかのトラブルにより資格確認が出来なかった場合は、患者に「被保険者資格申立書」（4 面⑧を参照）を書ける範囲で記入してもらい、後日、資格情報が分かり次第、連絡するよう伝える。

・現在又は過去の資格情報を確認できた場合は、その情報でレセプトを作成する。（過去の資格情報を用いる場合は「旧資格情報」レセプトの作成方法を参照）

・患者から連絡がなく、医療機関から患者へ連絡してもなお資格情報を特定できない場合は、「不詳」レセプトとして下記情報を記載し、請求を行う。

【記載事項】

保険者番号：「77777777（8 桁）」

記号：記載しない

番号：「777777777（9 桁）」又は「77777777（8 桁※）」

※ 8 桁は後期高齢者医療制度の加入者のみ

摘 要 欄：

摘要欄の先頭に「不詳」と記載※（コメントコード 820000246）し、その下段に「被保険者資格申立書」に記載された内容を転記する。

※ 紙レセプトの場合は、上部欄外に赤色で不詳と記載する

・カナ氏名	・住所（複数存在する場合は全て）
・保険種別	・連絡先
・保険者等名称	・患者への連絡を行った日付（連絡がつかなかった場合も記載する）
・事業所名	

【注意事項】

・社保・国保等の保険種別が分からない場合は、医療機関の判断で支払基金、国保連合会のどちらかに請求する。

・「不詳」レセプトで請求すると、審査支払機関等が受診時の保険者を特定し、振替請求を行う。特定できなかったとしても災害時等の取扱いに準じ、各保険者等で医療機関に対する診療報酬等の支払い実績に応じて按分して診療報酬が支払われることとされている。ただし、現時点では、当該厚労省通知に反して「不詳」レセプトを返戻する保険者等が存在するとの情報があるため、可能な限り、患者から保険情報を得られるように努めることを勧める。

図．電子証明書の有効期限前後の流れ

